

公益社団法人 日本コンクリート工学会

調達規程

平成 29 年 12 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）の必要とする固定資産及び物品、その他外部業務委託等（以下「物件等」という。）の調達手続きを明確にすることにより、優良取引先から適切な品種、品質、合理的な価格の物件等を所要の時期に調達し、本学会における事業活動の効率的運営に役立たしめることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程における物件等の調達とは、本学会の支払いにより外部から調達する物件等の製造、作成、購入、リース、賃借、修理、建築、修繕、模様替及び役務の提供等をいう。

(固定資産及び物品、その他外部業務委託等の定義)

第 3 条 固定資産とは、本学会「経理規程」第 37 条第 3 号 1) の有形固定資産（土地、建物（建設付属設備を含む）、構築物、機械装置、車両運搬具、什器備品、建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産））及び 2) の無形固定資産（ソフトウェア、商標権、電話加入権等）をいう。

2. 物品とは、本学会「経理規程」第 43 条の物品（事務用器具備品、消耗品等）をいう。
3. その他外部業務委託等とは、前 2 項に該当しない施設利用・飲食、編集・印刷・製本、デザイン・設計、運送・保管、情報成果物等の作成・利用・保守、翻訳・添削、監査・相談、講師・監督、警備、人材派遣、その他役務提供等をいうが、これに限らない。

(調達の原則)

第 4 条 物件等の調達に当たっては、常に経済性に留意し、品質、数量、納入期限、支払条件等につき遺漏のないよう努めるものとする。

(取引の停止)

第 5 条 次の各号の一に該当する取引先に対しては、一定期間又は以後の取引を認めないものとする。なお、取引停止の措置を取る場合、本部にあっては専務理事、支部にあっては支部長、委員会にあって委員長（以下、専務理事、支部長、委員長を総称して「所属長」という。）は、その理由を付して、会長の承認を受けなければならない。

- (1) 取引に係る重要な事項につき報告を怠るか、又は虚偽の申告をしたと認められるもの。
- (2) 見積りに当たり、談合等不正行為を行い、本学会に不利益を及ぼしたと認められるもの。
- (3) 契約の履行に際し、故意又は過失により、物件の品質、数量、納入時期等に不当な行為があったと認められるもの。
- (4) その他、本学会に不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの。

(取引先の選定)

第6条 取引先の選定に当たっては、原則として、見積合わせ、随意契約等の方法により決定する。

(見積合わせ)

第7条 取引額が1件50万円以上(消費税を含む。以下、同じ。)の場合は、2社以上の見積合わせの方法により、取引先を決定する。

2. 前項の結果、最低価額の見積書を提出した者が2社以上あるときは、適切なる方法により取引先を選定し、その理由を見積書等に記録として残さなければならない。

(随意契約)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、前条の規定に拘わらず、特定の取引先を選定し、随意契約とすることができる。

- (1) 取引額が1件50万円未満のとき。
- (2) 契約の性質又は目的が見積合わせを必要としないとき。
- (3) 緊急を要し、見積合わせをする余裕がないとき。
- (4) 時価に比べて著しく有利な価額をもって契約ができる見込みがあるとき。
- (5) 急速に契約を行わなければ、契約の機会を失うか、又は著しく不利な契約となる恐れがあるとき。
- (6) 特定の取引先と専属に別途契約を結んでいるとき。
- (7) その他、管理上、特別な理由があるとき。

(決裁権限者)

第9条 物件等の調達に係る決裁権限者は、以下の通りとする。

- (1) 取引額が1件20万円未満 …………… 調達担当者
- (2) 取引額が1件20万円以上50万円未満 ……… 所属長
- (3) 取引額が1件50万円以上100万円未満 …… 専務理事
- (4) 取引額が1件100万円以上300万円未満 …… 会長
- (5) 取引額が1件300万円以上 …………… 理事会の承認

2. 前項第1号及び第2号において、調達する物件等が固定資産に係る場合には、前項の規定に拘わらず、専務理事決裁とする。
3. 第1項第4号及び第5号において、調達する物件等が従来から継続されている定例業務又は予算化され且つ一体の事業計画として承認されている事業の精算に係る場合には専務理事決裁とし、会長または理事会の承認を必要としない。
4. 2点以上を1単位とする機器備品等については、その単位をもって1件当たりの金額とする。
5. 1点の単価が少額であるが同一物を多量調達するときは、総額をもって1件当たりの金額とする。
6. 物件等の費用が月々発生する取引の基となる契約については、月当たりの金額に12を乗じた金額をもって1件当たりの金額とする。
7. 第1項において、契約の内容等より、当該決裁権限者が決裁者をより上位の決裁権限者にする必要があると認めた場合は、これを妨げない。
8. 第1項について、他の規程又は内規等により、より上位の決裁権限者の定めをした場合は、当該規程又は内規等に従う。

(調達手続き)

第10条 物件等の調達に当たっては、物件等の品質又は内容、数量、納期又は実施期間、納入場所、納入検査を実施する場合はその期日、金額、支払期日、有償支給品がある場合はその内容(品名、数量、対価、引渡し期日、決済期日、決済方法等)、その他契約の締結に必要な条件を取引先に提示しなければならない。

(調達帳票)

第11条 物件等の調達に必要な帳票類は、次の通りとする。

- (1) 見積書
- (2) 伺い書
- (3) 契約書又は注文書・注文請書
- (4) 約款
- (5) 納品書・検収書・完了報告書
- (6) 請求書

(見積書の徴収)

第12条 原則として、全ての契約において見積書を徴収しなければならない。ただし、取引額1件20万円未満のものは、電話等の照会で見積書に代えることができる。

2. 同様の取引が反復継続的に行われる場合は、単価見積を徴収することで足りる。
3. 見積書到着後は、契約条件に基づき十分な比較検討を行い、必要に応じて見積内容につき再交渉の上、最も妥当と判断した見積書を採用しなければならない。

4. 一旦受領した見積書は、いかなる場合も見積提出者に返還し又は破棄してはならない。  
また、契約完了後といえども、決してこれを発表又は口外してはならない。

(委員会等の審議)

第 13 条 委員会又は支部において、取引額 1 件 50 万円以上の物件等を調達しようとするときは、予め当該委員会又は支部執行委員会の承認を得なければならない。

(伺い書)

第 14 条 調達担当者が決裁権限者の承認を得ようとするときは、本学会所定の伺い書に、第 10 条に規定する契約の締結に必要な条件を記入し、又は契約書案、注文書案、見積書等を添付する方法で、所属上長の確認を得た上で、決裁権限者の承認を得なければならない。

(決裁権限者の承認)

第 15 条 決裁権限者は、前条により物件等の調達につき承認を求められたときは、契約条件、予算との照合及び経理上必要な事項等を審査し、公正妥当な内容であることを確認した上で承認しなければならない。

(契約書)

第 16 条 契約の締結に当たっては、第 10 条に規定する契約の締結に必要な条件を記入した契約書を作成しなければならない。

2. 次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 100 万円未満の契約をするとき。
- (2) 法令又はこれに基づく官庁の許可、認可等により、別に定められた形式の申込書又は承諾書の提出により契約するとき。

(注文書・注文請書)

第 17 条 前条第 2 項の規定により契約書の作成を省略した契約については、原則として第 10 条に規定する契約の締結に必要な条件を記入した注文書を発行し、注文請書を徴収しなければならない。

2. 次の各号の一に該当するときは、前項に規定する注文書の発行及び注文請書の徴収を省略することができる。

- (1) 契約金額が 50 万円未満の契約をするとき。
- (2) 前条第 2 項第 2 号に該当するとき。

3. 前項に拘わらず、取引内容が下請代金支払遅延等防止法(下請法)に係る取引(※注)の場合は、第 1 項に規定する注文書の発行及び注文請書の徴収を省略してはならない。

※注 下請法に係る取引とは、次のいずれかの取引をいう。

- ① 資本金が 1000 万円以下の取引先に対して発注する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラムの作成に係るもの）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）
- ② 資本金が 5000 万円以下の取引先に対して発注する情報成果物作成委託（プログラムの作成に係るものを除く）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

（使用約款）

第 18 条 契約の締結に際し使用する約款は、本学会所定の取引基本契約書に準拠しなければならない。

（契約の変更）

第 19 条 契約の締結後、その内容を変更する必要があるときは、軽易な仕様の変更等を除き、直ちに所属上長に報告し、決裁権限者の承認を得て契約を変更しなければならない。

2. 前項の変更に伴い、変更後の契約金額に該当する第 9 条の決裁権限者に変更が生じる場合には、速やかに当該決裁権限者の承認を得なければならない。

（納品書・検収書・完了報告書）

第 20 条 物件等が納入されたときは、契約条件に定める受入検査を実施しなければならない。

2. 物件等の製造、作成等において、既済部分について中間検査を実施したときは、合格した範囲について、既納部分に対する納品書又は既済部分に対する出来高報告書等を徴収しなければならない。なお、検収者は、当該納品書又は報告書等に押印又は署名をしなければならない。

3. 第 1 項の検査に合格したときは、速やかに納品書、検収書、完了報告書等を徴収し、物件等を受領しなければならない。なお、検収者は、当該納品書、検収書又は報告書等に押印又は署名をしなければならない。

（請求書）

第 21 条 物件等を受領したときは、取引先に請求書を提出させなければならない。

（支払い）

第 22 条 請求書を受領したときは、契約条件に定める方法で支払わなければならない。

2. 調達担当者は、前項の支払期日に遅滞することのないよう十分余裕をもって、支払申請書を作成し、取引先の請求書を添付して、支払担当部署に調達代金の支払いを依頼しなければならない。

3. 物件等の完納前に分割して支払いをする場合は、予め契約時にその旨を定めておかなければならない。

(その他)

第23条 この規程の所管は総務財務委員会とし、この規程の改廃は理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年12月26日から施行する。